第11回条例検討委員会に向けた事前意見一覧

資料8

No.	資料番号	カテゴリ	意見	事務局(回答)
1	資料3_パブリックコメント等実施後の条例(素案)の修正箇所	条例素案の修正	アンケート結果を踏まえ、こどもの思いや意見を反映させていると思います。修正に賛成です。	
2			修正された内容でよいと考えます。	
3			修正案について、特に問題はないかと思います	
4			分かりやすくまとまり、良いと思います。	
5	資料4_「富田林市こどもの権利条例(素案)」に対するパブリックコメントの実施結果について	パブリックコメントの意見について	「こどもにばかり予算を使うのは反対。今の子どもは甘い。」このように考える市民は一定数いると思います。このような思いの人達に前文の『おとなの時代とこどもの時代はちがいます』の文はなかなか響かない。 このパブコメからは、予算の配分の話だけでなく、頑張って生きてきた自分の人生を否定されたような孤独感があるのではないかと感じました。適切なタイミングでの物理的支援があることも必要ですが、精神的支援が足りなかった結果の文章かと思います。 素案に『すべての人がお互いの権利を尊重し合いながら』の一文が入ることは、こどもだけが一方的に与えられる存在ではなく、今まで頑張ってきた大人に対しても「これからのあなたを一人にさせない」というメッセージになるかと思います。	いただいたご意見は、重要と考えています。大人もこどもも含めたすべての市民が安心して暮らせるまちづくりに取り組んでまいります。
6		今後の取組について(こどもの権利の周知および啓発)	共通の責務　第5条にあるように、大人が、こどもの権利を知り、ということが大切で、そこから理解・尊重がされていくので4月から一層とんだばやしこどもの権利条例を大人に周知してほしいです。	ご意見のとおり、こどもの権利を保障していくためには、まず権利を知ってもらうことが重要と考えています。こどもたちからも「こどもの権利や条例をもっと知ってほしい」という意見が多数ありました。(資料6_みんなの意見を募集するよ！アンケート調査結果報告書【案】(小学校高学年・中高生)P29) 市では、これまでも、こどもと大人への周知に努めてまいりましたが、来年度以降は第10条を踏まえ、より一層の周知に取り組んでまいります。 また、現在こどもの権利条例のパンフレットを作成中です。パンフレットは、こどもがこどもの権利を知り、理解できるような内容を検討します。「富田林版こどもの権利ノート」のご意見も踏まえ、周知・啓発の取組を検討してまいります。
7			修正案における「すべての人がお互いの権利を尊重」するためには、まず、第5条の修正案に示されているように、「こどもの権利を知り、理解し、尊重し、保障する」ことが重要であると考えます。 そのためにも、以前にも提案させていただいたような「富田林版こどもの権利ノート」のような、こどもの権利を知り、理解できるようなツールの作成も進めていただきたいと思います。	
8		今後の取組について(こどもの権利の周知および啓発とこどもの意見表明および参加)	実施結果には思いや意見が自由にいっぱい書かれており、素晴らしいと思いました。 事前アンケートの声から権利条例素案が作られた流れやアンケート実施により条例の内容を知ったことで、自分たちも関わっているという実感を持ってくれたかもしれません。改めてこどもたちの力を感じ、期待を裏切ってはならないと責任も感じました。 こどもたちのアンケート結果より声の多かった「権利を知る」ことは、ぜひ学校で学べるようにお願いしたいです。 「相談できる権利(権利侵害の防止と救済)」は「こどもの意見表明と参加」の保障と結びついており学校で権利を知ることとセットで学校への意見表明支援員(アドボケイト)の派遣なども有効かと思います。 現在、社会的擁護の必要なこどもたちからという流れで「こどもの意見表明支援員(アドボケイト)」は大阪府・大阪市・堺市・豊中市・京都・奈良県の一時保護所と児童養護施設などに訪問して、役割説明をし、相談用のハガキを配布したり、面談でこどもの思いや意見を聴き、こどもが伝えたいと望めば施設やこども家庭センターに伝えています。こどもから、アドボケイトが学校にも来てくれたらいいのに、という声を聞くこともあります。まだ学校への訪問は実現していませんが、制定した「こどもの権利条例」を実現するための方法の一つとして、学校でのアドボケイトの派遣やハガキ配布などを提案させていただきたいと思います。	ご意見のとおり、学校で「こどもの権利」を学べることは重要と考えています。今後、教育委員会と協議を重ね、学校で学べる機会の確保に努めてまいります。 また、こどもの意見表明についても、来年度に「こどもの参加の仕組み」について検討を行う予定です。学校でのアドボケイトの派遣やハガキ配布などのご意見も踏まえ、仕組みを検討してまいります。

No.	資料番号	カテゴリ	意見	事務局(回答)
9	その他	今後の取組について(こどもの権利を保障する施策の推進【居場所】)	「みんなの意見を教えて」に寄せられた意見の中にあった「こうえんにもっとあそぶものをつくってほしい」という声については、昨今の公園の利用の在り方を改めて考えさせられるものだと感じました。私のゼミに所属する学生が卒業研究として「公園の利用」に関する調査を行いましたが、そのアンケートにおいても、「現在の公園はこどもが十分に遊べる場所・環境ですか」という設問に対し、「どちらかと言えば思わない」「思わない」と回答した人が約65%を占めていました。 主な理由としては、「遊び方に制限がある(ボール遊びなど)」「こども用の遊具がない」といった点が挙げられています。「遊ぶ・休む権利」を保障しつつ、共生社会の観点からも、こどもにとってもおとなにとっても居場所となるような公園づくりを、今後、市として進めていただきたいと考えます。	「休む・遊ぶ権利」の保障は、本市においても重要と考えています。公園を含めたこどもの居場所については、昨年度実施した富田林市こどもの権利に関するアンケート調査においても、こどもからたくさんの意見をいただいております。 公園づくりについては、現在策定中の富田林市こども計画(素案)において、個別施策 21 快適な生活環境の確保の今後の取組で、「公園は、四季折々の緑や花を眺めながら、親子連れや こども 同士で体を動かしたり、ゆったり過ごすことができる重要な場所であるため、住まいに身近な遊び場となる公園の整備を進めます。」と定めています。 ご意見のとおり、こどもの権利の視点も踏まえた公園等の居場所づくりについて、担当課とも連携し、取り組んでいきます。
10			こどもたちは、一番安心して過ごせることを挙げています。大人も同様ですが、特に低学年の子はなかなか自分で生活環境や、自分の意見を出すことができにくいので、今回のアンケートをしっかりと確認し、どのこどもたちも、安心して過ごせる、安心して遊べる場所を確保できるよう、大人が意識して、働きかけることが大切と思いました。	条例制定に向けて行った「こどもの意見を聴く取組」の意見は、市としてしっかりと受け止めたうえで、条例の推進に取り組んでまいります。 第5条第4項のとおり、まち全体でこどもを見守り、支援し、こどもが安心して過ごせる、遊べる場所を確保するよう、努めてまいります。
11		今後の取組について(条例の推進)	本条例案を吉村市長に提出するにあたって、(条例案の可決成立を一応前提として)委員会としてあらためて、以下の事項を市長に要望してはどうでしょうか。 第一は、条例化した諸規定を速やかに具体化すべく、必要な予算措置や人員保障を含めてリーダーシップを発揮していただきたいこと。 第二は、条例第17条5項に規定した「条例推進のための定期的なこどもの状況等の調査」においては、今回の条例案作成にむけて実施した規模の「こどもの声を聴く取り組み」が不可欠であり、別途要綱等に規定することが必要な場合はこの点を充分にふまえていただきたいこと。 私としては、第一については、ある意味当然のことと考えるのですが、第二については、今回のさまざまな形での「こどもの声を聴く取り組み」は、こども達の意見表明権を包括的に保障する貴重な実践であったことはもとより、こども政策課の尽力をはじめ、教育委員会や学校・こども園・幼稚園・保育園、さらにはさまざまな子ども達の現場におけるこどもと大人の〈協働作業〉によって実現した貴重な実践だったと考えます。 このような「こどもの声を聴く取り組み」を、決して今回限りや縮小させることなく、さらに継続発展させていくことは、富田林ならではの貴重な取り組みとして、また必ず富田林のこども達の権利保障につながっていく取り組みと考えますので、市長においてもそのような認識を持っていただきたいと、私は思います。	委員会としての市長への要望については、委員長・副委員長にご意見を伝えさせていただきます。 今回の条例制定過程で実施した「こどもの声を聴く取組」の結果は、市にとって貴重な財産です。調査頻度等を含め、令和8年度以降に検討してまいります。